

# 子育てを支援するさまざまな制度

— 次代を担う子どもたちに 明るい未来を —



【問合せ先】子育て・こども課 こども未来係 ☎ 内線 1-7-1

市では、子どものこと、子育てのこと、家庭の悩みなど、子ども自身や子育て家庭が抱えるさまざまな問題について一体的に相談に応じ、問題解決に向けて総合的に支援していく部署として「子育て・こども課」を設けています。

また、子育てをする家庭を支援するために、さまざまな制度があります。今月号では、その中のひとり親家庭に対する支援制度について紹介します。

## 児童扶養手当

### ●対象者

父母の離婚、父母の死亡、その他のいろいろな理由で父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの人、または20歳未満で一定の障害を有する人）を監護している母や父または当該父母以外の人で当該児童を養育する養育者となります。ただし、公的年金を受け取ることができるとき、児童を監護しなくなったときなどは、手当の支給要件に該当しなくなります。

\*父の児童扶養手当は、8月に法律が改正され、現在申請を受け付けています（8月号の市報に詳しく掲載しています）。

### ●手当額（月額）

①児童1人の場合は、全部支給41,720円、一部支給は9,850円  
5,41,710円

②児童2人目の場合は、①の金額に

5,000円加算

③児童3人目以降の場合は、1人に

つき①②の金額に3,000円加算

ただし、平成20年4月から法律の改正により減額の対象（2分の1の額）となる人がいます。対象者には、事前に通知しますので、関係書類を提出してもらおうこととなります。減額対象となる人は次の通りです。

- ・児童扶養手当を受給して5年を経過した母親
- ・支給要件に該当してから7年を経過した母親

（ただし、対象児童に8歳未満の児童がいる場合は減額の対象にはなりません）

## 母子家庭自立支援教育訓練給付金

指定された教育訓練を受講した母子家庭の母に対して、自立支援教育訓練給付金が支給されます。

### ●対象者

（次のすべての要件を満たすこと）

- ・児童扶養手当受給者か、同等の所得水準にある人
- ・適職に就くために教育訓練を受けることが必要だと認められる人
- ・雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない人

### ●対象講座

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- ・（財）21世紀職業財団の再就職希望登録者支援事業の指定講座
- ・別に指定する講座

### ●支給額

対象講座の受講料の2割に相当する額（上限10万円、下限4千円）

## Topics

# トピックス

## 11月は「児童虐待防止推進月間」です

虐待に気付いたとき、通告を戸惑うことは、ありませんか？



表ざたにしない方がいいかも…

★まずは子どもの安全を最優先に考えることが原則です。

また、問題が深刻になる前に解決するには、早い時期に関係機関に相談してください。



もし、間違っていたらどうしよう？

★通告対象は、「児童虐待を受けたいと思われる児童」で、一般の人からみて児童虐待であると思っ場合（疑いを含む）であれば通告義務が生じます。

## 母子家庭高等技能訓練 促進費等給付金

母子家庭の母が、就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練の受講期間のうち、一定期間について母子家庭高等技能訓練促進費等給付金が支給されます。

●対象者(次のすべての要件を満たすこと)  
・児童扶養手当受給者か、同等の所得水準にある人  
・資格取得するために養成機関で、2年以上の修業課程を修め、対象資格の取得が見込まれる人

・就業または育児の両立が困難であると認められる人

### ●対象資格

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他これらに準じ、市長が別に定める資格

### ●給付金の種類

・高等技能訓練促進費  
・入学支援修了一時金

### ●支給額と支給期間

#### 〈高等技能訓練促進費〉

##### 【支給額】

・市町村民税非課税世帯：月額141,000円  
・市町村民税課税世帯：月額70,500円

##### 【支給期間】

修業期間の全期間

(ただし、平成21年6月5日から平成24年3月31日までの間に養成機関で修業している人に限られます。それ以外の期間に該当する場合は、修業期間のうち2分の1に相当する期間

を経過した日以後の残りの2分の1に相当する期間とし、18カ月を上限とします)

#### 〈入学支援修了一時金〉

##### 【支給額】

・市町村民税非課税世帯：月額50,000円  
・市町村民税課税世帯：月額25,000円

##### 【支給期間】

修了日を経過した日以降に支給する。

## 母子・寡婦福祉資金 貸付制度

県では、小・中学校、高校、高専、大学および専門学校などに入学する母子家庭の子どもに対して、就学支度資金や修学資金、高校卒業で就職に必要な自動車運転免許取得のための修業資金など、子どもの将来を応援する貸付制度を設けています。

資金の種類は次の通りです。

※貸付制度の利用を希望する人は、

事前に相談が必要です。(県の審査により貸付決定)

#### ①就学支度資金

小・中学校、高校、高専、専門学校や大学などに入学、もしくは修業施設への入所に際し必要な資金

#### ②修学資金

高校、高専、専門学校や大学などに修学させるのに必要な資金

#### ③修業資金

事業開始または就職のための知識、技能を習得するのに必要な資金(高校3年在学時に就職を希望する子が自動車運転免許

を習得する場合)

#### ④医療介護資金

医療を受けるのに必要な資金

#### ⑤就職支度資金

就職に際し必要な資金

#### ⑥技能習得資金

事業開始または就職のための知識、技能を習得するのに必要な資金

#### ⑦事業開始資金

新たに事業を開始するのに必要な資金

#### ⑧事業継続資金

現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金

#### ⑨生活資金

技能習得または、療養中の生活を維持するのに必要な資金。配偶者のない女子となつて間もない人の自立意欲の促進と生活に必要な資金

#### ⑩住宅資金

住宅の補修、保全、増改築ならびに建設、購入に必要な資金

#### ⑪転宅資金

住宅の移転に際し、必要な資金(敷金、前家賃など)

#### ⑫結婚資金

子女の婚姻に際し必要な資金

子育て(こども課では、仕事と子育ての両立支援、児童・生徒に関する相談活動、母子家庭などの自立支援、

婦人相談援助活動などを中心に取り組んでいます。保健、福祉、教育、労働などそれぞれの分野の関係機関と連携を図りながら、子育て家庭と子どもたちを応援しています。

気軽に相談ください。

通告後、「虐待」かそうでないかは、相談・通告を受けた市町村、福祉事務所またはこども・女性・障害者支援センターが調査を行います。

仮に調査の結果、虐待の事実がなくても、通告が法の趣旨に基づくものであれば、通告者が責任を問われることはありません。

また、プライバシーも守られますので、「虐待」が疑われる場合には相談や通告をしてください。



### ★問合せ先

◆松浦市子育て・こども課

☎内線167

◆佐世保こども・女性・障害者支援センター

☎0956-24-5080

◆全国共通ダイヤル

☎0570-064-000